

## 台風10号に係る「インボイス光」特別措置

この度の台風10号の影響で被災された皆さまに心よりお見舞い申し上げます。

弊社では、被災された「インボイス光」をご利用中のお客様に対する支援措置を下記の通り、実施いたします。

適用地域につきましては、別紙にてご確認をお願いいたします。

### ①災害対策基本法に基づく避難勧告・避難指示発令地域のお客様、被災に伴う設備の故障によりサービスのご利用ができないことが検知されたお客様

#### 【特別措置】

「サービスが利用できない期間」、または「発令から解除までの期間」が連続して24時間を超えた場合（※1）、お申し出不要で基本料金等（※2）を減免いたします。

### ②災害救助法適用地域であって被災に伴う避難で仮住居へ転居されるお客様

#### 【特別措置】

移転の工事費が一度に限り、無料となります。

※仮住居から元の設置場所に移転される際には工事費が必要となります。

（※1）減免対象となる期間は、連続する24時間の単位で無料日数を計算いたします。（例：30時間の場合は、1日分の基本料金を減免いたします。）

（※2）インボイス光、インボイスひかり電話サービス約款に定める月額利用料が対象となります。ただし、インボイスひかり電話の通話料（インボイスひかり電話プラスの無料通話分を含む）、従量課金分については減免対象外となります。

#### ■各適用エリア（令和2年9月17日時点）

別紙をご参照ください ※今後、対象エリアが追加された場合は、同様の措置を拡大します

本件に関するお問い合わせ

株式会社インボイス インボイス光カスタマーセンター（平日9:00～17:30）  
TEL：0120-881-086

## 【別紙】対象エリアについて

令和2年9月17日時点

### ■西日本エリア

【特別措置】掲載書面<台風10号に係る「インボイス光」特別措置>に記載

都道府県	対象エリア
沖縄県	【全域】 島尻郡南大東村 【一部】 島尻郡北大東村
鹿児島県	【全域】 奄美市、曾於市、垂水市、西之表市、肝属郡肝付町、熊毛郡屋久島町、熊毛郡中種子町、鹿児島郡十島村、曾於郡大崎町、大島郡瀬戸内町、大島郡大和村、大島郡天城町、大島郡和泊町 【一部】 志布志市、南九州市、始良郡湧水町、肝属郡錦江町、熊毛郡南種子町、大島郡伊仙町、大島郡宇検村、大島郡喜界町、大島郡徳之島町、大島郡龍郷町
宮崎県	【全域】 小林市、東臼杵郡椎葉村、東諸県郡綾町
熊本県	【全域】 宇土市、熊本市、上天草市、人吉市、水俣市、天草市、八代市、阿蘇郡小国町、葦北郡芦北町、葦北郡津奈木町、球磨郡あさぎり町、球磨郡湯前町、上益城郡山都町、天草郡苓北町
長崎県	【全域】 壱岐市、五島市、西海市、対馬市、南松浦郡新上五島町
佐賀県	【全域】 杵島郡江北町

※今後、対象エリアが追加された場合は、同様の措置を拡大します